

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令案について（概要）

令和6年7月8日  
厚生労働省  
年金局事業管理課

1. 制定の趣旨

○ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「改正法」という。）により令和6年10月から開始される厚生年金保険の適用拡大に伴い、新たに厚生年金保険の被保険者の資格を取得する特別支給の老齢厚生年金（以下「特老厚」という。）の受給権者であっても、障害者特例<sup>※1</sup>や長期加入者特例<sup>※2</sup>に該当している者（以下「特例該当の特老厚の受給権者」という。）については、特老厚の報酬比例部分の一部又は全額の支給停止に加え、定額部分についても全額が支給停止されることとなる。

※1 障害等級が1級から3級に該当することにより該当

※2 厚生年金保険の被保険者期間を44年以上有することにより該当

○ そこで、特例該当の特老厚の受給権者に係る激変緩和のための措置として、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第229号）第66条及び第69条において、

① 令和6年10月1日前において特例該当の特老厚の受給権者又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者（繰上げ調整額が加算されている受給権者に限る。以下同じ。）であって、

② 同一の事業所に令和6年10月1日前から勤務しており、

③ 改正法による適用拡大に係る企業規模要件の見直し（100人超→50人超）で、令和6年10月1日に新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合

については、当該被保険者資格を喪失するまでの間に限り、特老厚の定額部分又は繰上げ調整額について支給停止を行わないこととする等の経過措置が設けられたことに伴い、日本年金機構が上記の①から③までに該当する対象者を把握するため、必要な手続きを定める必要がある。

2. 省令案の概要

○ 第一号厚生年金被保険者期間に基づく特例該当の特老厚の受給権者又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者は、次の①から③までの事項を記載した届書に、令和6年9月30日以前から引き続き同一の事業所に使用される者であることを証する書類を添えて、機構に提出しなければならないこととする。

<届書の記載事項>

- ① 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- ② 受給権者の個人番号又は基礎年金番号
- ③ 老齢厚生年金の年金証書の年金コード

3. 根拠条項

- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

4. 施行期日等

- 公布日：令和6年8月中旬（予定）
- 施行期日：令和6年10月1日